

身体拘束

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為であり、利用者が自分自身の意思で自由に行動する権利や能力を奪うことにつながりかねません。本施設は、利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全を確保するために、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてに該当すると委員会に置いて判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合があります。その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考>介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(3) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

- ② 身体的拘束適正化のため入居者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。また身体的拘束を未然に防ぐために、他者への迷惑行為や加害行為が見られた場合

には、都度ご家族に報告を行い協力して改善法を考えます。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三か月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。身体的拘束を実施していない場合には、当月の業務内で身体的拘束にあたる行動の有無を確認します。

(2) 構成員の役割

- ・招集者：法人代表 奥井嘉明
- ・記録者：児童発達支援・放課後等デイサービスりあん 担当者
就労継続支援 A 型リアンサービス 担当者

(3) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③ 身体的拘束を行っている利用者がある場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討します。併せて利用者の心身への弊害や、拘束を行わない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討をします。意識啓発が必要な事項の見直しを行います。
- ④ 身体的拘束を実施していない場合には、意識啓発や予防策など必要な事項の確認・見直しを行います。具体的には、当月の業務内で身体的拘束になりかねない対応の有無を確認します。
- ⑤ 今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑥ 今回の議論のまとめ・共有

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を、定められた記録様式に記入し、作成・説明・保管する。また委員会の結果について、職員その他の従業員に周知徹底します。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

(1) 研修の開催・項目

身体的拘束適正化の為、職員その他の従業員を対象とした研修を、職員採用時のほか年に二回以上の頻度で定期的に行います。研修においては虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するための講義視聴と、職員間での事例検討会といった実践を行います。

(2) 研修の記録

研修の実施に当たっては、実施者・実施日・実施場所・研修名・内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- ・非代替性（身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと）
- ・一時性（身体的拘束が一時的なものであること）

(2) 要件合致確認

利用者の様態を踏まえ委員会が必要性を判断し、身体的拘束を実施することとします。しかし、拘束の実施後も日々様態を参考にして委員会で定期的に再検討を行い、解除に向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人及びご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為、（部位・内容））
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始および解除の予定（※特に解除予定を記載）

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施する場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々様態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

6. 利用者及びご家族等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するファイルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、身体的拘束適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

A 切迫性 利用者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	
B 非代替性 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない	
C 一時性 身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載)	
拘束開始及び解除の予定 (※特に解除予定を記載)	開始予定 令和 年 月 日 時から 解除予定 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

法人代表(役職名) 印

記録者(役職名) 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

入居者 印

対応者氏名(本人との続柄) 印

緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の態様記録

〇〇 〇〇様

年月日時 (状況)	日々の心身の状態等の観察 (文言)	備考(身体的拘束・挙動等の図・ イラスト等) (※必要に応じて使用)	確認者 サイン